

新規登録弁護士研修実施要領



東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会



新規登録弁護士研修実施要領目次



第1．新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的	1
第2．新規登録弁護士研修の概要	
1．研修の開始時期と期間	2
2．雇用する弁護士の届出	2
3．具体的な研修の内容	3
(1) 集合研修【必修】	
(2) 倫理研修【必修】	
(3) クラス別研修【必修】	
(4) 委員会等研修【必修】	
(5) 個別研修	
①一般法律相談研修、家庭法律相談研修【任意】	
②クレサラ相談研修【任意】	
③刑事弁護研修【任意】	
4．履修の確認	7
5．履修の勧告及び未履修の場合の不利益	7
6．研修の免除・猶予	7
7．その他の研修について	8
第3．参考資料	
1．2022年度新規登録弁護士研修全体日程	10
2．報告書雛型	
(書式1) 新規登録弁護士会務研修報告書	13
(書式2) 新規登録弁護士研修履修猶予申請書	14
(書式3) 新規登録弁護士研修履修免除申請書	15
第4．関係規則等	
新規登録弁護士研修規則	
新規登録弁護士研修細則	
新規登録弁護士研修の未履修者に対する措置に関する細則	

【履修確認チェックシート】

	研修内容	受講票及び報告書の提出先・提出方法	確認
1	新規登録弁護士集合研修 (東弁ネット研修)	当会の e ラーニングシステム「東弁ネット研修」においてご自身で視聴してください。報告書提出の必要はありません。	
2	東京弁護士会倫理研修	弁護士倫理特別委員会からの案内を確認してください。	
3	クラス別研修 (1)	全 7 回中 3 回の研修の出席をもって履修とみなします。 <u>研修の際、出席簿 (WEB 上での開催の場合は事前登録画面) に必ず氏名・登録番号をご記入ください。</u>	
	クラス別研修 (2)		
	クラス別研修 (3)		
4	委員会等研修 (委員会) ※委員会に参加していただく研修です。	<u>4 回以上会議に出席後、委員会等研修報告書 (書式 1) を弁護士研修センター運営委員会に必ずご提出ください。</u> (提出先: 業務課)	

※報告書の提出が義務付けられている研修は、報告書の提出をもって研修完了となります。必ず報告書を提出してください。

※例年、委員会等研修において、出席要件を満たしていながら、委員会等研修報告書の提出をいただけていないため、履修勧告がなされる例が多く発生しております。報告書の提出がない限り未履修となりますので、特にご注意ください。

第1 新規登録弁護士研修制度の趣旨・目的

日本弁護士連合会は、平成9年10月の臨時総会で新規登録弁護士の研修強化を図ることを決議し、同11年12月には「新規登録弁護士研修ガイドライン」を策定しました。これを受けて当会では、平成12年10月に弁護士登録した新規登録弁護士から会則上の義務としての新規登録弁護士研修を実施しています。

本研修は、登録後約1年の間、弁護士としての活動を行いつつ、基礎的分野から専門的分野にわたる多様なカリキュラムの集合研修のほか、クラス別研修、法律相談や刑事弁護等の実務に即した研修を行うことにより、弁護士としての水準の維持・向上を図り、複雑化・国際化した社会の多様なニーズに対応する弁護士の養成を目的とするものです。また、弁護士自治と弁護士倫理を十分理解し、市民感覚と人権感覚を身につけた法律家を養成することも重要な目的となっています。

これらは法科大学院や司法修習段階でのカリキュラムと異なり、弁護士としての責任をもって事件解決に携わりつつ、その技術・能力の維持・向上と専門性の獲得を目指すものです。そのため、集合研修には専門性の高い講座も含まれ、実務研修の多くは自ら事件処理を行うOJT（On the Job Training）型で行われます。また、クラス別研修制度は、基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）の涵養に加え、新規に登録した会員同士が知り合う機会をつくり、業務の情報交換や弁護士会での活動に資する場を提供するものとなります。

本研修は新規登録後約1年間を対象としていますが、その後も継続的に求められる業務研鑽の第一歩として位置づけられます。皆さんが本研修の趣旨を理解され、多くの知見を獲得することを期待してやみません。



第2 新規登録弁護士研修の概要

1. 研修の開始時期と期間

新規登録弁護士研修の期間は、本会の会員となったときから1年間（研修項目により異なる場合があります）となります。

司法研修所を卒業してすぐに弁護士登録をされる75期の新入会員の方の場合は入会日が2022年12月8日ですから、研修期間は2022年12月8日から翌年12月7日までとなります。

ただし、司法研修所卒業後に期間をおいて本会に入会された方、他会に1年に満たない期間登録されたのちに本会に入会される方、裁判官・検察官・大学の教授等を退官され本会に入会される方については、本会への登録日から1年間となりますので、研修期間は個々に異なります。



2. 雇用する弁護士の届出

上記の研修を行うにあたり、雇用者の理解と協力が必要です。

そのため、当会への入会申込の際に、「新規登録弁護士雇用届出書」を提出していただくことになっています。新規登録弁護士は、「新規登録弁護士雇用届出書」の用紙と雇用弁護士宛の「協力依頼書」を、事前に雇用弁護士に渡し説明の上、雇用弁護士から「新規登録弁護士雇用届出書」に署名捺印をもらい、入会申込の際に当会に提出してください。

登録後直ちに独立して事務所をもたれる方についてはこの限りではありません。



3. 具体的な研修の内容

(1) 集合研修【必修】

弁護士登録直後に受講いただく研修になります。カリキュラムは日本弁護士連合会が定めたガイドラインに準拠しています。

集合研修は従来、弁護士会館に集合する形で行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、引き続き、当会のeラーニングシステム「東弁ネット研修」を通じて講義の動画を配信することとなりました。全講義の視聴が必要となりますので、ご自身でアクセス・視聴してください。利用方法等については、会員ページトップ左側の「ネット研修」をクリック→画面下の「ご利用ガイド」からご確認ください（動画の下の「閉じる」ボタンを押下しないと視聴履歴が残りますので、ご注意ください。複数回に分けて視聴する場合も、同様にしてください）。

視聴開始日については、追ってお知らせいたします。

なお、「東弁ネット研修」は原則有料ですが、当会入会から1年間は無料でご利用いただけます。

※「東弁ネット研修」利用には、当会ウェブサイト会員ページに入るだけでなく、別途、利用登録手続が必要となります。詳細は、上記の「ご利用ガイド」をご参照ください。

(2) 倫理研修【必修】

実施方法等の詳細は、弁護士倫理特別委員会から、別途案内がありますので、ご注意ください。

倫理研修に関する問合せ等は、弁護士倫理特別委員会担当事務局（TEL：03-3581-3332）宛にお願いいたします。

(3) クラス別研修【必修】

基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）の涵養、新規登録弁護士会員同士が知り合う機会を確保し業務の情報交換や、弁護士会の活動・制度に関する理解・関心を高めるため、クラス別の研修制度（全7回）を実施します。

これは、以下のようなカリキュラムに沿って、新規登録弁護士約20名で構成する「クラス」ごとにゼミ形式で実施するものです。各クラスには、弁護士経験年数（目安）5～10年の当会会員1名が「担任」として、また弁護士経験年数（目安）11年以上の当会会員1名が「副担任」として配置され、ゼミ運営を援助します。

クラス別研修は、全7回のうち、3回以上の出席が義務づけられていますので、出席回数不足とならないよう計画的に受講してください。また、出席簿に必ず氏名・登録番号をご記入ください。指定の日時に受講できない場合は、他のクラスへの振替制度がありますので、東京弁護士会業務課・新規登録弁護士研修担当までご連絡ください（TEL：03-3581-3332、E-mail:toben-kenshu@toben.or.jp）。

クラス別研修は従来、弁護士会館に集合する形で行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の発生以後、ビデオ会議システム「Zoom」を利用し

てオンラインで実施しており、今期も継続します。

出席確認は「Zoom」の事前登録画面で氏名・登録番号を登録いただくことで、行っております。

今期は、2022年2月中旬から下旬頃（配属クラスによって時期が前後することがあります）からの開講を予定しており、所属クラス、日程等については改めてお知らせいたします。

完全オンラインでの実施を基本としつつ、オンライン参加と会場（弁護士会館会議室）からの直接参加を選択できる方式（便宜上、「ハイブリット方式」と呼称します）で、行う場合があります。

「ハイブリット方式」で弁護士会館会議室から参加する場合でも、ご自身でPC及びマイク付きイヤホンを持参する等、「Zoom」にアクセスできる環境を整えていただくことが原則となります。

クラス運営の都合、新型コロナウイルス感染症の状況、会議室確保等の事情から、全クラス、全研修回でハイブリット方式を導入するということではありませんので、ご注意ください。

ハイブリット方式で行う場合は、各クラスの担任・副担任から、連絡があります。

◆クラス別研修カリキュラム（年度により変更する場合があります）

- 第1回 民事訴訟の注意点
- 第2回 契約書と和解条項の作成
- 第3回 労働事件
- 第4回 離婚事件
- 第5回 交通事故
- 第6回 相続事件
- 第7回 借地借家事件

（４）委員会等研修【必修】

i. 意義

弁護士会は会員が会務を分担して運営されています。代表的な会務には委員会活動があります。この会務活動の意義と重要性に関する認識を深めていただくことを目的として、委員会等研修（各委員会への参加）を履修していただきます。これは、各委員会に「研修員」（正式な委員とは異なり、議決権がない委員）として参加していただくものです。なお、正式な委員（正委員）・幹事・参与員への就任を希望される場合は、人事の担当事務局（総務課 TEL：03-3581-2204）までお問い合わせください。

ii. 参加委員会の希望申込と決定

- ・参加委員会の希望申込はウェブ上で行います。追ってご案内する申込開始日以降、各自で東京弁護士会ホームページから「会員サイト」に入り（ログインID、パスワードの入力が必要）、さらに「会員マイページ」へ進んでください。「会からのお知らせ」に「委員会研修員の希望を受け付けています」と出ていたら、記載文右側の「委員会希望を申し込む」をクリック

ックし、「委員会希望申込」画面から申込みを行ってください。正委員の希望申込は既に終了し、画面の下の方にある研修員希望のみ受け付けられるようになっていました。なお「弁護士活動領域拡大推進本部」を希望される方は業務課までお電話ください。

- ・75期以外の先生で会員マイページからの研修希望登録ができない場合は、所定用紙に記載のうえ、FAXでご提出ください（申し込み開始をお知らせするメール送信の際、所定用紙を添付いたします）。
- ・申込人数等の関係により、ご希望に添えず他の委員会への配属となる場合がありますので、予めご了承ください。また、申込みをされない場合は、弁護士研修センター運営委員会にて適宜割り当てをいたします。
- ・各委員会の活動内容を知るには当会ウェブサイトにある「委員会紹介」等をご参照ください。URLは下記のとおりです。

<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/>

<https://www.toben.or.jp/members/iinknai75.html>

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/ichiran.html>

iii. 研修の内容

・履修期間

委員会等研修の履修期間は、2023年4月1日から翌年3月31日までで、研修員の任期も同様です。

・委員会への出席回数

委員会（委員会が会務活動と認めた部会を含む）には、1年間で4回以上の出席が必要です。

出席の際に署名簿に記入する、Zoomで参加する場合には氏名・登録番号を事前登録画面で登録するなど、各委員会の指定に従った出席の記録を行ってください（多くの委員会では、「Zoom」を利用した完全オンラインか、クラス別研修でお知らせした「ハイブリット方式」で開催しております。所属委員会決定後、各委員会からの開催通知等の案内をご確認ください）。

・委員会での地位

研修員は議長の許可を得て発言できますが、議決権はありません。

・履修の報告

履修期間前でも、所定回数の出席を終えたら、「委員会等研修報告書」（書式1）を、東弁業務課まで必ず提出（FAX可：03-3581-0865）してください。出席要件を満たしただけでは履修とはなりませんので、ご注意ください。

(5) 個別研修

①一般法律相談研修、家庭法律相談研修【任意】

研修内容等詳細については、当会ウェブサイト（会員ページ）をご参照ください。

当研修に関するお問い合わせは、法律相談課（TEL：03-3581-2206）宛にお願いいたします。

②クレサラ相談研修（クレサラ研修会出席と相談担当1回）【任意】

研修内容等詳細については、当会ウェブサイト（会員ページ）をご参照ください。

当研修に関するお問い合わせは、法律相談課（TEL：03-3581-2206）宛にお願いいたします。

③刑事弁護研修

（注意）刑事弁護研修は、義務研修ではありませんが、当番弁護士・国選弁護人の待機名簿への登載を希望する方は、刑事弁護研修の受講が名簿登載の要件となりますので、必ず受講してください。

研修内容等詳細については、当会ウェブサイト（会員ページ）をご参照ください。

当研修に関するお問い合わせは、刑事弁護委員会担当事務局（TEL：03-3581-2205）宛にお願いします。

4. 履修の確認

上記の研修（一般法律相談研修、家庭法律相談研修、クレサラ研修及び刑事弁護研修を除く）は義務研修です。全課程を履修していただく必要があります。未履修項目がある場合は、当会から照会を行い、理由や履修意思を確認させていただきます。

義務研修の内容は、かなり多岐にわたっておりますので、履修済みか否か確認するため、実施要領 1 頁の履修確認チェックシートをご活用ください。

5. 履修の勧告及び未履修の場合の不利益

研修の免除・猶予となる場合を除き、新規登録弁護士研修の履修義務を弁護士登録後 1 年以内に果たさない場合（委員会等研修については登録後開始する年度が終了するまで）には、当会から履修の勧告が行われます。

履修の勧告を受けたにもかかわらず、なお履修がなされない場合には、法律相談の担当又は事件等のあつせんの名簿から登録を抹消し、登録を停止し、若しくはそれらの名簿への登録を拒否すること又は弁護士会内外の各種委員等に推薦しない等の措置が講じられることがありますので（規則第 10 条、新規登録弁護士研修の未履修者に対する措置に関する細則）、必ず全課程を履修してください。

6. 研修の免除・猶予

新規登録弁護士研修義務の履修には、免除あるいは猶予の制度があります。（新規登録弁護士研修規則（以下「規則」といいます）第 7 条、新規登録弁護士研修細則（以下「細則」といいます）第 9 条、第 10 条参照）。

1) 免除について

① 免除制度について

新規登録弁護士の方のうち、次に該当される方は新規登録弁護士研修規則に規定されている研修の履修義務の全部又は一部が原則として免除となります。

イ) 本会入会以前に通算 1 年以上弁護士の職にあった方

・・・全部免除となります。

ロ) 本会入会以前に裁判官・検察官その他法律職に就いていた方

a) 最高裁裁判官の職にあった方・・・全部免除となります。

b) 本会登録当時に満 60 歳以上の裁判官又は検察官の職にあった方

・・・細則第 2 条、7 条規定の研修が免除となります。

c) 本会登録当時に満 60 歳未満の裁判官又は検察官の職にあった方

・・・細則第 7 条規定の研修が免除となります。

d) a) b) c) に該当しない方

・・・弁護士研修センター運営委員会（以下「運営委員会」といいます）の認めた項目

なお、免除は、東京弁護士会会長が、弁護士研修センター運営委員

会の意見を聴いた上で、免除することが相当な理由があるかを判断して決定をします。

② 免除の申請方法について

d) に該当する方について、免除の事由がある場合には、添付の「新規登録弁護士研修履修免除申請書」（書式3）と免除を求める上申書をご提出いただき、弁護士研修センター運営委員会に申し出ることとなります。

※他会からの登録換えて項目ごとの免除を希望される場合は、他会での新規登録弁護士研修履修証明書を添付いただくこととなります。

2) 猶予について

① 猶予制度について

新規登録弁護士の方から履修義務の猶予の申請があった場合において、その申請に健康上の理由や海外留学等正当な理由があり、猶予が相当と判断された場合に認められます。

② 猶予の申請方法について

猶予の申請は、添付の「新規登録弁護士研修履修猶予申請書」（書式2）により運営委員会に対し行います。この場合猶予を求める具体的な理由を記載してください。記載がない場合には、弁護士研修センター運営委員会において審査が不可能となる場合があります。

なお、猶予を正当とする理由は、上記の健康上の理由や海外留学等止むを得ない事情に限られます。高齢、多忙、大学院への進学などは理由としては認められませんのでご注意ください。

7. その他の研修について

(1) 一般研修について

弁護士研修センター運営委員会では、会員の専門知識の涵養と技能向上を図るべく、前期・後期の弁護士研修講座、専門講座など各種の研修講座を実施しています。東弁会員サイトの弁護士研修センター運営委員会のお知らせページに研修情報が掲載されていますので、ご確認ください。その他、日弁連、関弁連、他会が実施する研修講座もあります。

(2) 会務活動について

東京弁護士会総会、シンポジウム、日弁連総会、人権擁護大会、業務妨害対策シンポジウム等への参加、関弁連の各種会務活動への参加も、弁護士会の活動について理解を深めるために重要な機会となりますので積極的に参加してください。

(3) 特典について

また、新規登録弁護士研修の必修項目を全て受講し、かつクラス別研修を全7回皆勤した者に対しては、申し出により2024年4月1日から2025年3月31日の1年間、弁護士研修センター運営委員会が主催する研修講座の受講料が無料となる特典が付与される予定です。

※研修に関する問い合わせ先

上記第2の3（1）記載の個別研修（相談・事件の担当）については、該当箇所に記載した法律相談センター及び刑事弁護委員会担当事務局にお問い合わせください。

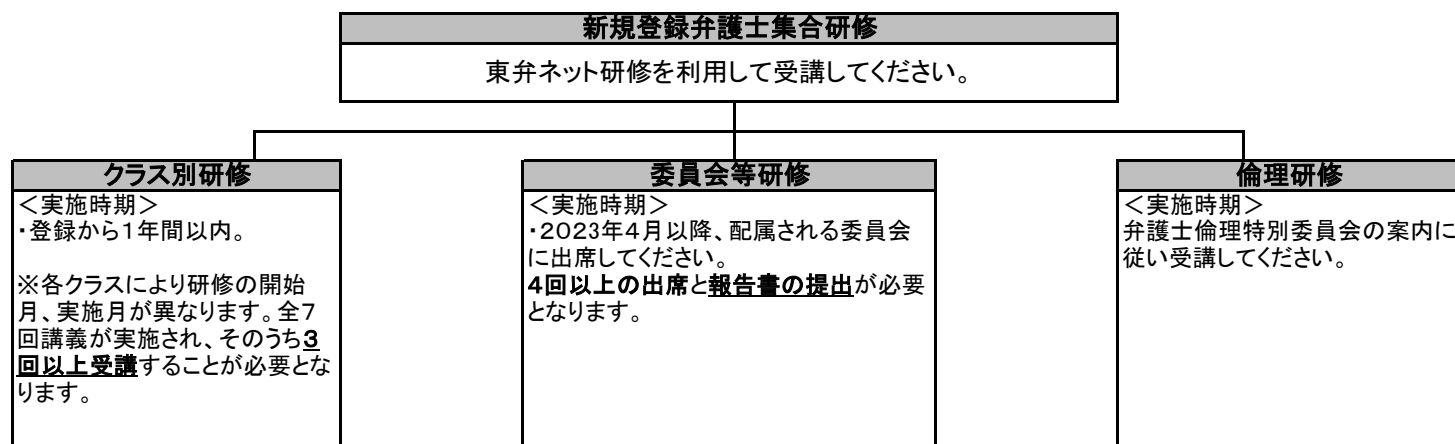
その他の研修に関するお問合せは、弁護士研修センター運営委員会担当事務局（TEL：03-3581-3332）までお願いいたします。

（ご注意）

- ・遅刻が著しい場合には欠席扱いとなる場合があります。
- ・「委員会等研修」は報告書の提出をもって履修の終了となりますので、必ず報告書を提出してください。報告書の提出がない場合、履修終了とは認められません。**例年、必要な出席回数を満たしていながら、報告書提出がないため、履修勧告がなされる例が多く発生しておりますので、特にご注意ください。**
- ・新規登録弁護士研修についてご不明なことがありましたら、まず本実施要領や当会ウェブサイト（会員ページ）等をご確認いただきますようお願いいたします。

東京弁護士会新規登録弁護士研修概要 (2022年12月一斉入会～2023年1月中に入会した場合)

(受講義務のある研修のフローチャート)



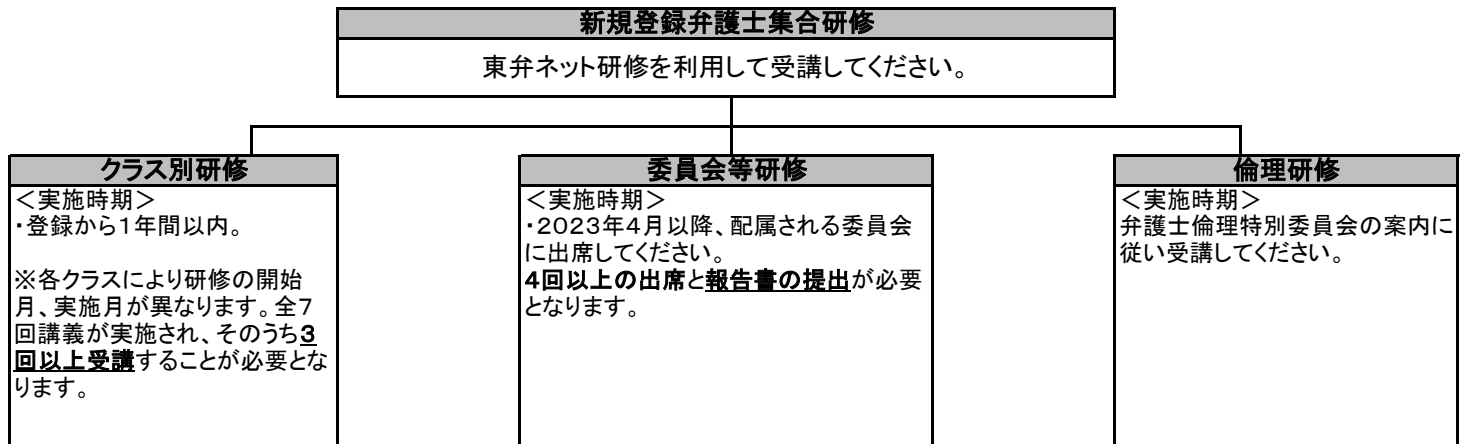
新規登録弁護士研修日程

実施時期	集合研修	クラス別研修	委員会等研修	倫理研修
	必修	必修	必修	必修
2023年1月	【受講】 個別受講 (東弁ネット研修)			弁護士倫理特別委員会の案内に従い受講してください。
2月				
3月		【クラス配属の決定】 入会時期に応じ、クラス配属及び研修日程を決定の上、研修日が通知されます。	【所属委員会決定】 希望調査のうえ、所属委員会決定	
4月		【受講】 新規登録弁護士クラス別研修は、各クラスにより開始月、実施月が異なります。全7回講義が実施され、そのうち3回以上受講することが必要。	【研修開始】 委員会所属(2023年4月～)修履修期間開始 ※4回以上の出席と報告書の提出が必要となります。	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
11月				
12月				
2024年3月			【委員会等研修履修終了】 報告書提出	

※上記のスケジュール等は、目安とお考えください。

東京弁護士会新規登録弁護士研修概要 (2023年2月～2023年3月中に入会した場合)

(受講義務のある研修のフローチャート)



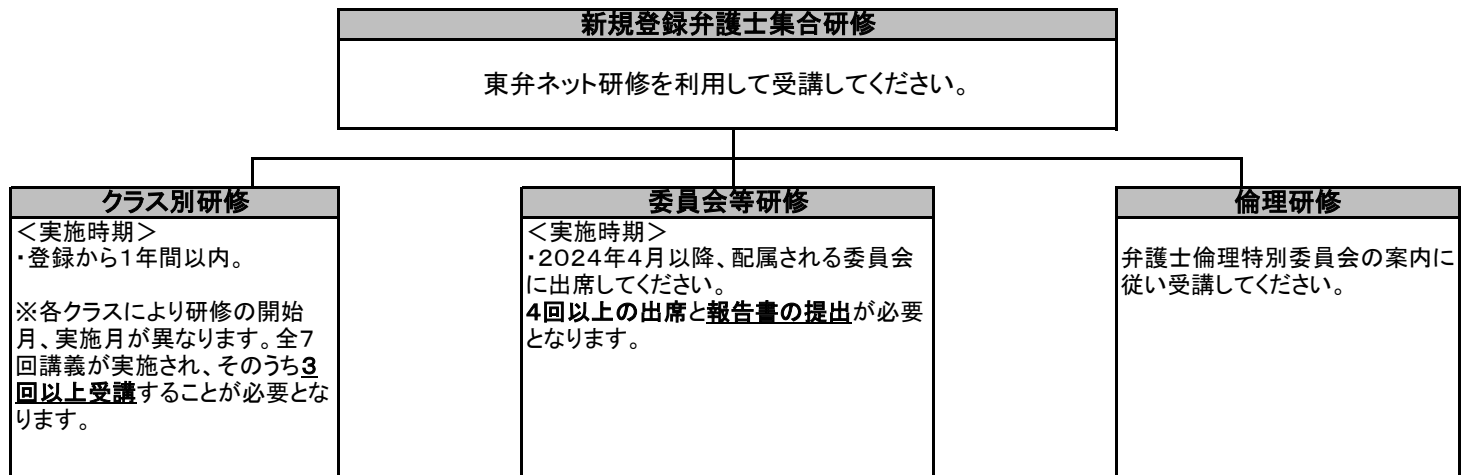
新規登録弁護士研修日程

実施時期	集合研修	クラス別研修	委員会等研修	倫理研修
	必修	必修	必修	必修
2023年1月				弁護士倫理特別委員会の案内に従い受講してください。
2月 3月	【受講】 個別受講 (東弁ネット研修)			
4月		【クラス配属の決定】 入会時期に応じ、クラス配属及び研修日程を決定の上、研修日が通知されます。	【所属委員会決定】 希望調査のうえ、所属委員会決定	
5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月		【受講】 新規登録弁護士クラス別研修は、各クラスにより開始月、実施月が異なります。全7回講義が実施され、そのうち3回以上受講することが必要。	【研修開始】 委員会所属(2023年4月～)会務研修履修期間開始 ※4回以上の出席と報告書の提出が必要となります。	
2024年3月			【委員会等研修履修終了】 報告書提出	

※上記のスケジュール等は、目安とお考えください。

東京弁護士会新規登録弁護士研修概要 (2023年4月～11月頃までに入会した方向け)

(受講義務のある研修のフローチャート)



新規登録弁護士研修日程

実施時期	集合研修	クラス別研修	委員会等研修	倫理研修
	必修	必修	必修	必修
2023年4月	【受講】 個別受講 (東弁ネット研修)	【クラス配属の決定・受講】 新規登録弁護士クラス別研修は、各クラスにより開始月、実施月が異なります。全7回講義が実施され、そのうち3回以上受講することが必要。 4月～5月頃までに入会される方は、クラスが編成され次第、通知します。 5月以降に入会される方は、クラス編成状況により、2022年2月以降に開講するクラス別研修を受講いただく場合があります。その場合、2022年1月に通知いたします。		弁護士倫理特別委員会の案内に従い受講してください。
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
11月				
12月				
2024年1月				
2024年2月				
2024年3月				
2024年4月				
2025年3月			【委員会等研修履修終了】 報告書提出	

※上記のスケジュール等は、目安とお考えください。

年 月 日

東京弁護士会

弁護士研修センター運営委員会 委員長 殿

報告者 _____ 印

(登録番号 _____)

新規登録弁護士委員会等研修報告書

1 所属委員会 : _____

2 出席回数 _____ 回

※委員会等研修は、年度内に同一の委員会又はその委員会が会務活動と認めた部会に合計4回以上出席し、この委員会等研修報告書を提出して履修が完了となります。出席回数わからない場合は、東京弁護士会の会員サイトのマイページからご確認ください。

3 報告（活動内容など）

（この研修は、弁護士登録をした日から1年以内の年度初めからです）

提出先：東京弁護士会 業務課 FAX 03-3581-0865

年 月 日

東京弁護士会 会長 殿

申請者 _____ 印

(登録番号 _____)

新規登録弁護士研修履修猶予申請書

私は、以下の理由により、新規登録弁護士研修の履修を猶予いただきたく、ここに申請いたします。

1 猶予を求める研修項目

2 猶予を求める期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 猶予を求める理由

※ 留学等の理由で猶予を申請される場合は、留学が証明できる書類を添付してください。
また、健康上の理由で猶予を申請される場合も、診断書等の添付をお願いいたします。

【弁護士会回答欄】 東弁 年業第 号

下記のとおり、新規登録弁護士研修の履修を猶予する。

1 猶予を認める研修項目

☐ 上記申請の通り ☐ 集合研修 ☐ クラス別研修 ☐ 会務研修

2. 猶予を認める期間

☐ 上記申請の通り ☐ 年 月 日 ～ 年 月 日まで

年 月 日

東京弁護士会

印

年 月 日

東京弁護士会 会長 殿

申請者 _____ 印

(登録番号 _____)

新規登録弁護士研修履修免除申請書

私は、以下の理由により、新規登録弁護士研修の履修を免除いただきたく、ここに申請いたします。

1 免除を求める研修項目

☐ 集合研修

2 免除を求める理由

☐ 他会にて履修済みであるため

(所属会： _____ 登録期間： _____)

☐ その他 (_____)

3 添付資料

☐ 新規登録弁護士研修履修証明書☐ その他 (_____)

※弁護士研修センター運営委員会より、後日、別途書類の提出をお願いする場合があります。予めご了解ください。

【弁護士会回答欄】

東弁 年業第 号

上記申請のとおり、新規登録弁護士研修の履修を免除する。

年 月 日

東京弁護士会

印

○新規登録弁護士研修規則

(平成12年1月17日制定)

改正	平成12年7月7日改正	平成14年1月15日改正
	平成14年3月25日改正	平成15年7月17日改正
	平成18年9月7日改正	平成19年7月30日改正
	平成21年3月9日改正	平成21年7月30日改正
	平成22年5月11日改正	平成23年6月7日改正
	平成25年7月31日改正	平成28年3月24日改正
	2019年11月15日改正	2022年2月28日改正

(目的)

第1条 この規則は、会則第26条の3の規定に基づき、新規登録弁護士研修の内容及びその運営を定めることを目的とする。

(弁護士研修センター)

第2条 新規登録弁護士研修に関する事務の運営は、弁護士研修センター運営委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規登録弁護士 弁護士会員のうち弁護士登録をして1年未満の者をいう。
- (2) 雇用する会員等 新規登録弁護士又は本会以外の弁護士会に新たに入会申込をする弁護士(以下「他会新規登録弁護士」という。)の入会申込に際し新規登録弁護士研修における「雇用する会員等」として本会に届け出た弁護士会員、弁護士法人会員、外国法事務弁護士特別会員、外国法事務弁護士法人特別会員又は共同法人会員をいう。

(研修期間)

第4条 新規登録弁護士研修の期間は、第6条第6項に規定する会務活動に関する研修を除き、弁護士会員になったときから1年間とし、同期間内に次条以下に定める研修(以下「新規登録弁護士研修」という。)を履修しなければならない。ただし、この期間内に履修が不可能又は著しく困難な場合には、この期間経過後に履修することを妨げない。

- 2 本会は、新規登録の申込みをした者に対し、その登録前であっても、新規登録弁護士研修のうち、新規登録弁護士研修細則第6条第1項に掲げる集合研修の受講機会を付与することができる。
- 3 第1項の会務活動に関する研修の期間は、別に細則で定める。

(雇用する会員等の届出義務)

第5条 新規登録弁護士又は他会新規登録弁護士を雇用しようとする弁護士会員、弁護士法人会員、外国法事務弁護士特別会員、外国法事務弁護士法人特別会員又は共同法人会員は、本会に対し、新規登録弁護士又は他会新規登録弁護士が入会申込をするに当たり、「雇用する会員等」として届出をしなければならない。

(研修内容)

第6条 新規登録弁護士は、細則で定める方法により、担当弁護士として一般法律相談を1回以上担当することができる。ただし、相談担当者日当は、支給しない。

- 2 新規登録弁護士は、細則で定める方法により、受任弁護士として、被疑者弁護

事件又は被告人弁護事件を1件受任することができる。

- 3 新規登録弁護士は、細則で定める方法により、担当弁護士として、クレサラ相談を1回担当することができる。その場合、受任することを原則とする。
- 4 新規登録弁護士は、前3項の事件又は相談を担当する際、担当委員会の指定する講習会に出席し、当該委員会が弁護士としての職務経験年数が通算して5年以上の会員の中から指定する個別指導担当弁護士の指導を受けなければならない。
- 5 新規登録弁護士は、委員会の指定する集合研修(講義、事例研究、討論等)を必修、選択必修の区別に従い、受講しなければならない。ただし、第4条第2項の規定により、本会へ新規登録の申込みをした者が、新規登録弁護士研修細則第6条第1項に掲げる集合研修を受講し、その後本会へ入会したときは、本会は、当該受講者について、委員会の指定する集合研修を受講したものとみなすものとする。
- 6 委員会は、主催者が本会以外の集合研修を、前項の委員会の指定する集合研修として指定することができる。
- 7 新規登録弁護士は、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び本会の会務活動に積極的に参加するとともに、本会の各種委員会のうちいずれか一つ以上の委員会に参加して活動し、その報告をしなければならない。

(履修義務の免除と猶予)

第7条 本会に入会した弁護士会員のうち入会する以前に通算1年以上弁護士の職にあったものは、新規登録弁護士研修の履修義務を免れる。

- 2 会長は、本会に入会した弁護士会員のうち、次に掲げる者については、委員会の意見を聴いて、当該各号に定める範囲で新規登録弁護士研修の履修義務を免除することができる。

(1) 本会に入会する以前に裁判官、検察官その他の法律職にあった者(判事補又は検事であって、その身分を離れて弁護士事務所での法律実務経験を積むために入会した者を除く。) 全部又は一部

(2) 本会に入会する以前に弁護士の職にあった期間が通算して1年未満の者 一部

- 3 委員会は、新規登録弁護士の申出に基づき、健康上の理由や海外留学等正当な理由があり、履修義務を相当期間猶予することを相当とする新規登録弁護士について、その理由と猶予期間を付して、会長に意見を述べるものとする。この場合において、会長は、新規登録弁護士研修の履修義務を猶予することができる。

(履修の確認)

第8条 委員会は、新規登録弁護士又は雇用する会員等に対し、新規登録弁護士研修の履修状況の報告を求めることができる。

- 2 新規登録弁護士及び雇用する会員等は、委員会が前項の報告を求めた場合は、これに従わなければならない。
- 3 委員会は、必要と認める場合は、新規登録弁護士に対し履修すべき旨及び雇用する会員等に対し履修することに協力する旨の勧告を発するよう、会長に求めることができる。ただし、雇用する者が本会に属さない場合には、会長に対し、当該者が所属する弁護士会に対し上記勧告を要請することを求めることができる。
- 4 会長が、委員会から前項に定める勧告の求めがあり、これを相当と認めるときは、その勧告をするものとする。この場合において、会長は、第4条第1項ただし

書きに従い、研修期間経過後においても履修すべきことを勧告することを妨げない。

- 5 会長は、弁護士会員、弁護士法人会員、外国法事務弁護士特別会員、外国法事務弁護士法人特別会員又は共同法人会員について、他会新規登録弁護士の所属する弁護士会から、その新規登録弁護士研修の履修をすることの勧告の要請を受け、これを相当と認めるときは、当該弁護士会員等に対し、勧告をするものとする。

(守秘義務)

第9条 委員会及び担当委員会並びに第6条第4項の規定に基づき新規登録弁護士の指導を行った個別指導担当弁護士は、新規登録弁護士研修を通じて個別事件に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(履修義務を果たさない弁護士会員に対する措置)

第10条 会長は、第7条の規定により履修義務の免除又は猶予をされた場合を除き、新規登録弁護士研修を履修しない弁護士会員については、委員会の意見を聴いて、法律相談の担当又は事件等のあっせんの名簿から登録を抹消し、登録を停止し、若しくはそれらの名簿への登録を拒否すること又は弁護士会内外の各種委員等に推薦しないことができる。この場合において、これらの措置については、各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則の規定は適用しない。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成12年7月7日改正)

第3条(改正)、第5条(新設)及び第6条から第8条まで(改正及び移動)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成14年1月15日改正)

第3条第1号及び第2号、第4条、第5条、第6条第5項並びに第7条第1項、第3項及び第4項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月25日改正)

第6条第4項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成14年4月19日)から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年7月17日改正)

第6条第3項(改正)、第5項及び第6項(削除)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成15年7月17日)から施行する。

附 則(平成18年9月7日改正)

第6条第1項第1号、第3号及び第4号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成18年10月2日)から施行する。

附 則(平成19年7月30日改正)

第4条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成19年8月23日）から施行する。

附 則(平成21年3月9日改正)

第6条第1項各号列記以外の部分及び第3号の改正規定並びに第4号を削る改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成21年3月18日)から施行する。

附 則(平成21年7月30日改正)

第6条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成21年8月20日)から施行する。

附 則(平成22年5月11日改正)

第6条第3項、第7条第2項から第4項まで、第9条及び第10条（新設）の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月7日改正)

第1条、第4条第1項、第6条、第8条第4項及び第9条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成25年7月31日改正)

第4条第2項及び第3項並びに第6条第5項から第7項までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成25年8月22日)から施行する。

附 則(平成28年3月24日改正)

第10条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成28年4月14日)から施行する。

附 則(2019年11月15日改正)

第6条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2019年1月21日)から施行する。

附 則(2022年2月28日改正)

第3条第2号、第5条（見出しを含む。）並びに第8条第1項から第3項まで及び第5項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）第2条の規定の施行の日から施行する。

○新規登録弁護士研修細則

(平成12年8月22日制定)

改正	平成13年10月11日改正	平成14年3月8日改正
	平成15年6月24日改正	平成15年12月18日改正
	平成19年7月12日改正	平成21年2月11日改正
	平成21年6月29日改正	平成22年7月29日改正
	平成25年3月28日改正	平成28年7月11日改正
	平成28年12月5日改正	2019年8月20日改正

(目的)

第1条 この細則は、新規登録弁護士研修規則に基づき、東京弁護士会(以下「本会」という。)が新規登録弁護士研修を実施するために必要な事項を定める。

(法律相談研修)

第2条 新規登録弁護士に対する法律相談研修は、法律相談センター運営委員会が実施する講習会に新規登録弁護士が出席した上、同委員会が指定する個別指導担当弁護士と共同して、新規登録弁護士が法律相談を担当する方法で行う。

2 新規登録弁護士は、法律相談研修を行った後、速やかに、当該研修の結果を弁護士研修センター運営委員会に報告しなければならない。

3 新規登録弁護士は、第1項の個別指導担当弁護士の同意があるときは、個別指導担当弁護士と共同して、継続相談を担当し、又は事件を受任することができる。継続相談及び事件受任の方法の詳細は、法律相談センター運営委員会の定めるガイドラインに従って実施するものとする。

(クレサラ相談研修)

第3条 新規登録弁護士に対するクレサラ相談研修は、法律相談センター運営委員会が実施する講習会に新規登録弁護士が出席した上、同委員会の指定する個別指導担当弁護士と共同して、新規登録弁護士がクレサラ相談を担当する方法で行う。

2 新規登録弁護士は、クレサラ相談研修を行った後、速やかに、弁護士研修センター運営委員会に報告しなければならない。

3 新規登録弁護士は、特段の事情がない限り、単独又は個別指導担当弁護士と共同して、第1項のクレサラ相談のうち1件を受任するものとする。個別指導担当弁護士と共同して受任する場合については、前条第3項の規定を準用する。

(刑事弁護研修)

第4条 新規登録弁護士に対する刑事弁護研修は、刑事弁護委員会が実施する講習会に新規登録弁護士が出席した上、同委員会が指定する個別指導担当弁護士の指導及び助言を受けて、新規登録弁護士が、被疑者弁護事件又は被告人弁護事件について、自ら弁護人として活動する方法で行う。

第5条 削除

(集合研修－必修項目)

第6条 新規登録弁護士に対する集合研修の必修項目は、次のとおりとする。

- (1) 弁護士の使命及び心構え
- (2) 弁護士自治
- (3) 弁護士倫理
- (4) 弁護士報酬
- (5) 弁護士会、日本弁護士連合会及び関東弁護士会連合会の会務活動

- (6) 人権擁護活動
 - (7) 現代社会における法曹の役割
 - (8) 国選弁護及び当番弁護
 - (9) 削除
 - (10) 法律扶助制度
 - (11) 法律相談制度
- 2 前項各号に定める項目について、日本弁護士連合会が集合研修を行うときは、これを本会の集合研修として指定し、日本弁護士連合会が集合研修を行わない項目は、本会が集合研修を行う。
 - 3 新規登録弁護士は、第1項各号に定める必修項目の集合研修を受講しなければならない。
 - 4 新規登録弁護士は、第1項第3号の項目につき、前項記載の集合研修に加えて、東京弁護士会倫理研修規則に基づき本会が行う研修に参加しなければならない。
 - 5 新規登録弁護士は、必修項目の集合研修の履修後、速やかに、当該研修の成果を弁護士研修センター運営委員会に報告しなければならない。ただし、日本弁護士連合会が行う集合研修については、日本弁護士連合会に対して報告した場合にはこの限りでない。

(集合研修－選択項目)

- 第7条 新規登録弁護士に対する集合研修の選択項目は、次に掲げるとおりとし、定員30名以下で開催する。
- (1) 法律相談又は事件受任における対応に関する事項
 - (2) 一般的な民事事件、家事事件又は刑事事件の処理に関する事項
 - (3) 契約書の作成等に関する事項
 - (4) その他弁護士の職務の遂行に当たり必要となる基礎的な事項
- 2 弁護士研修センター運営委員会は、前項の選択項目のいずれかに該当する5種類以上の研修講座を開催する。この場合において、弁護士研修センター運営委員会は、定員数を勘案して、開催日数を定める。
 - 3 新規登録弁護士は、前項に規定する研修講座のうち3種類以上を受講しなければならない。

(委員会研修等)

- 第8条 新規登録弁護士は、弁護士登録をした日から1年以内に始まる年度において、新規登録弁護士研修規則第4条第1項及び第6条第7項に定める会務活動に関する研修として、一以上の本会の委員会に委員、幹事若しくは参与員又は研修員として参加しなければならない。
- 2 研修員は、委員会に出席し、委員会の諸活動に参加することができる。なお、秘密の保持を規定する委員会に出席し、又は委員会の諸活動に参加することによって知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
 - 3 研修員は、参加する委員会の議決権を有しない。
 - 4 研修員は、委員会の委員数に含めない。
 - 5 研修員の任期は、原則として、4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 6 新規登録弁護士は、前項の任期終了後、研修の結果を弁護士研修センター運営委員会に報告しなければならない。
 - 7 新規登録弁護士は、本会の総会、日本弁護士連合会の総会、人権擁護大会、司

法シンポジウム、業務対策シンポジウム及び国選弁護シンポジウム、関東弁護士会連合会の大会に参加するよう努めなければならない。

(履修義務の免除)

第9条 会長は、本会に入会する前に裁判官、検察官その他法律職に就いていた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める範囲で、新規登録弁護士研修の履修義務を免除する。

- (1) 本会に入会する以前に弁護士の職にあった期間が通算して1年未満の者 第2条、第6条及び第7条の研修のうち委員会の認めた項目
 - (2) 最高裁判所裁判官の職にあった者 全部
 - (3) 本会に登録請求した時に満60歳以上の裁判官又は検察官の職にあった者 第2条及び第7条の研修
 - (4) 本会に登録請求した時に満60歳未満の裁判官又は検察官の職にあった者 (判事補又は検事であって、その身分を離れて弁護士事務所での法律実務経験を積むために入会した者を除く。) 第7条の研修
 - (5) 前各号に準じる法律職に就いていた者 委員会の認めた項目
- 2 前項第1号に該当する者であって、新規登録弁護士研修の履修義務の免除を受けようとするものは、新規登録弁護士研修免除申請書を、委員会に対して提出し、申請(以下「免除申請」という。)を行う。
- 3 委員会は、免除申請を行った者が、第1項第1号又は第5号に該当するときは、会長に対し、当該各号に定める範囲で新規登録弁護士研修の履修義務を免除することを相当とする意見を述べるものとする。
- 4 免除申請を行う者は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める書面を添付して行うものとする。
- (1) 第1項第1号に該当する場合 本会に入会する以前に所属していた弁護士会名の記載のある書面及び次のア及びイに掲げる場合に依じ、それぞれ当該ア及びイに定める証明書又はこれに準じると委員会が認める書面
 - ア 第2条に規定する研修の免除について免除申請しようとする場合 法律相談経験に関する証明書
 - イ 第7条に規定する研修の免除について免除申請しようとする場合 本会に入会する以前に所属していた弁護士会で受講した講義に関する証明書
 - (2) 第1項第5号に該当する場合 委員会が必要であると判断した事項の記載のある書面
- (履修義務の猶予)

第10条 新規登録弁護士研修の履修義務の猶予を受けようとする者は、新規登録弁護士研修猶予申請書を、委員会に対して提出し、申請(以下「猶予申請」という。)を行う。

- 2 委員会は、猶予申請を行った者が、次の各号のいずれかに該当するときは、会長に対し、当該各号に定める範囲で新規登録弁護士研修の履修義務を猶予する理由及び猶予期間を付した意見を述べるものとする。ただし、猶予期間について特別の事情が認められる場合は、この限りでない。
- (1) 病気で療養が必要な者 療養期間の終期まで
 - (2) 出産前後で産休が必要な者 産休が必要と考えられる合理的期間
 - (3) 海外留学予定者 留学期間の終期まで

- (4) 前各号に準じる事由のある者 必要と認める期間
- 3 猶予申請を行う者は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付するものとする。
- (1) 前項第1号に該当する場合 診断内容及び療養に必要な期間の記載を含む診断書
- (2) 前項第2号に該当する場合 出産予定日を記載した書面（母子手帳の写し等）
- (3) 前項第3号に該当する場合 海外留学先及び留学期間の記載を含む書面（インビテーションレター等）
- (4) 前項第4号に該当する場合 委員会が必要であると判断した事項の記載のある書面

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成13年10月11日改正)

第6条第1項第12号(削除)、第7条第1項第3号から第23号まで及び第10条第2号から第4号まで(移動及び新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成13年10月19日)から施行する。

附 則(平成14年3月8日改正)

第8条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成14年4月19日)から施行する。

附 則(平成15年6月24日改正)

第6条の見出し、同条第1項(改正)、第9条(削除)及び第10条(移動)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成15年7月17日)から施行する。

附 則(平成15年12月18日改正)

第9条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成16年1月23日)から施行する。

附 則(平成19年7月12日改正)

第8条第6項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成19年8月23日)から施行する。

附 則(平成21年2月11日改正)

第4条（見出しを含む。）及び第5条（削除）の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成21年3月18日)から施行する。

附 則(平成21年6月29日改正)

第2条第3項並びに第3条第1項及び第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成21年8月20日)から施行する。

附 則(平成22年7月29日改正)

第7条第4項を削る改正規定並びに第9条及び第10条(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月28日改正)

第6条第1項第9号及び第7条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成25年4月18日)から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成24年12月20日以降本会に入会した会員に適用し、平成24年12月19日までに本会に入会した会員は、なお従前の例による。

附 則(平成28年7月11日改正)

第8条第1項並びに第9条第1項第1号及び第3号並びに第4項第1号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成28年8月18日)から施行する。

附 則(平成28年12月5日改正)

第8条第2項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(平成29年1月19日)から施行する。

附 則(2019年8月20日改正)

第8条の見出し及び第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2019年10月15日)から施行する。

○新規登録弁護士研修の未履修者に対する措置に関する細則

(平成23年10月5日制定)

改正 平成24年6月7日改正 平成27年3月30日改正

平成28年2月24日改正 2022年3月30日改正

(目的)

第1条 この細則は、弁護士登録後1年以内に新規登録弁護士研修規則（以下「規則」という。）第6条に規定する新規登録弁護士研修を履修していない弁護士会員（規則第7条の規定に基づき履修義務を免除又は猶予された弁護士会員を除く。以下「未履修会員」という。）に対する規則第10条に規定する措置の手続等を定めることを目的とする。

(履修の機会の付与)

第2条 会長は、弁護士研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）から規則第8条第3項に規定する勧告の求めがあった場合は、未履修会員に対し、一定の期間内に未履修の新規登録弁護士研修又は委員会が定める代替研修（以下「代替研修」という。）を履修すべき旨を文書で勧告するものとする。

2 会長は、前項に規定する勧告の求めがあった場合は、当該未履修会員を雇用する弁護士会員、弁護士法人会員、外国法事務弁護士特別会員、外国法事務弁護士法人特別会員及び共同法人会員に対して履修に協力すべき旨を勧告することができ、当該未履修会員を雇用する者が本会に属さない場合には、当該者が所属する弁護士会に対し、当該者に履修に協力すべき旨を勧告するように要請することができる。

3 第1項の期間は、文書を発送する日から6月以上1年未満の範囲内で、会長が定める。

4 第1項に規定する勧告を受領した未履修会員は、委員会に対し、前項の期間内に未履修の新規登録弁護士研修を履修することができないこと及びその理由を申し出ることができる。

5 委員会は、前項の申出があった場合において、第3項の期間内に履修することができないことについて正当な理由があると認めたときは、第3項の期間に代えて、未履修の新規登録弁護士研修又は代替研修を履修すべき期限を定めることができる。

6 委員会は、前項の期限を定めたときは、会長に報告しなければならない。

(会長への報告等)

第3条 委員会は、前条第3項の期間又は前条第5項の期限（以下「履修期限等」という。）が経過したときは、会長に対し、速やかに、未履修会員が履修期限等までに未履修の新規登録弁護士研修又は代替研修を履修したか否か及び履修期限等までに履修しなかった未履修会員は規則第10条に規定する措置の対象となる旨を報告しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第4条 会長は、前条の報告を受けたときは、履修期限等までに未履修の新規登録弁護士研修又は代替研修を履修しなかった未履修会員（以下「措置対象会員」という。）に対し、規則第10条の措置の対象となる旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項に規定する弁明の機会の付与は、委員会が会長の命を受けて実施するもの

とする。

- 3 第1項に規定する弁明の機会の付与は、措置対象会員に対し、文書の郵送その他相当と認める方法により、事前に日時を告知して行う。

(会長への報告等)

第5条 委員会は、前条に規定する弁明の機会の付与の手続を終了したときは、会長に対し、速やかに、規則第10条に規定する措置に関する意見を述べなければならない。

(措置の告知等)

第6条 会長は、前条の意見に基づき規則第10条に規定する措置をとるときは、あらかじめ、措置対象会員に対し、措置をとる旨を文書で通知する。

- 2 規則第10条に規定する措置は、前項の文書が措置対象会員に到達した日から15日を経過しなければ、とることができない。

(不服申立て)

第7条 措置対象会員は、前条第1項に規定する通知を受けた日から14日以内に、本会に対し、書面をもって、不服申立てをすることができる。

- 2 本会は、前項の規定に基づく不服申立てを受理したときは、不服審査委員会の議決を経てこれを認めるか否かを決定する。

- 3 不服審査委員会における審査、議決その他の手続については、不服審査委員会規則による。

- 4 会長は、不服審査委員会が第1項の不服申立てを却下する旨の決議をしなければ、規則第10条に規定する措置をとることができない。

(措置対象会員に対する措置)

第8条 会長は、規則第10条の規定に基づき、2年以内の期間を定めて、法律相談センター運営規則第5条第1項各号及び弁護士紹介センター運営規則第5条第1項各号に掲げる各名簿の全部又は一部から、措置対象会員の登録を抹消し、登録を停止し、若しくはそれらの名簿への登録を拒否することができる。

- 2 会長は、規則第10条の規定に基づき、2年以内の期間を定めて、措置対象会員を弁護士会内外の各種委員等に委嘱又は推薦しないことができる。

- 3 会長は、第1項に規定する措置をとったときは、措置対象会員の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）及び登録番号、削除の期間並びに削除の対象となる名簿を東京弁護士会法律相談センター及び東京弁護士会弁護士紹介センター（以下これらを「センター」という。）に通知する。

- 4 センターは、前項の通知を受けたときは、法律相談センター運営規則、法律相談センター運営細則、弁護士紹介センター運営規則及び弁護士紹介センター運営細則に定める手続のいかんにかかわらず、速やかに、削除の措置をとらなければならない。

(措置の取消し)

第9条 会長は、前条第1項又は第2項に規定する措置をとった後、措置対象会員が未履修とされた新規登録弁護士研修又は代替研修を当該措置前に既に履修していたことを確認した場合は、当該措置を取り消さなければならない。

- 2 会長は、前条第1項又は第2項に規定する措置をとった後、措置対象会員が未履修の新規登録弁護士研修又は代替研修を当該措置後に履修したことを確認した場

合は、当該措置を取り消すことができる。

- 3 会長は、措置を取り消したときは、措置対象会員の氏名及び登録番号、措置取消しの対象となる名簿並びに措置の取消しを行った旨をセンターに通知する。
- 4 センターは、前項の通知を受けたときは、当該措置対象会員を名簿に再度登録する等の適切な措置を講じるものとする。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成23年10月18日）から施行する。

附 則(平成24年6月7日改正)

第7条の見出し及び第2項から第4項までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成24年10月23日）から施行する。

附 則(平成27年3月30日改正)

- 1 第7条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成27年4月16日）から施行する。
- 2 第7条の改正規定の施行の際現にされている第7条の改正規定による改正前の第7条第1項の規定による不服の申立ては、第7条の改正規定による改正後の第7条第1項の規定による不服申立てとみなす。ただし、第7条の改正規定による改正前の第7条第2項及び第3項の規定により生じた効力を妨げない。

附 則(平成28年2月24日改正)

第2条第1項及び第5項、第3条、第8条第1項並びに第9条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成28年4月14日）から施行する。

附 則(2022年3月30日改正)

第2条第2項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）第2条の規定の施行の日から施行する。